

# 綾瀬市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を踏まえ、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給要領（令和3年6月11日付け社援発0611第7号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯に対して、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（以下「自立支援金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常用就職 期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職をいう
- (2) 職業訓練受講給付金 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第7条第1項に規定する職業訓練受講給付金をいう。

## (支給対象者)

第3条 自立支援金の支給対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者（以下「支給対象者」という。）とする。ただし、自立支援金の支給を既に他の都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を設置する町村から受けている者を除く。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

- ア 都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再貸付（以下「再貸付」という。）を受けた者であって、自立支援金の申請をした日（以下「申請日」という。）の属する月の前月までに当該再貸付の最終借入月が到来しているもの
- イ 再貸付を受けている者であって、申請日の属する月が当該再貸付の最終借入月であるもの
- ウ 都道府県社会福祉協議会に対して再貸付の申請をしたが、申請日以前に不決

定となった者

エ 都道府県社会福祉協議会に再貸付の申請を行うために、自立相談支援機関への相談等を行った者のうち支援決定を受けることができなかつたことにより、申請日以前に再貸付の申請をすることができなかつた者

オ 令和4年1月以降に新たに自立支援金を申請する者であり、かつ都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金及び総合支援資金（初回）の特例貸付（以下「初回貸付等」という。）をいずれも受けた者であつて、申請日の属する月の前月までに当該初回貸付等の最終借入月（緊急小口資金の特例貸付にあつては、借入月）が到来しているもの（アからエのいずれかに該当する者及び現に再貸付を申請又は受けている者を除く。）。

カ 令和4年1月以降に新たに自立支援金を申請する者であり、かつ、初回貸付等をいずれも受けている者であつて、申請日の属する月が当該初回貸付等の最終借入月（緊急小口資金の特例貸付にあつては、借入月）であること（アからエのいずれかに該当する者及び現に再貸付を申請している者を除く。）。

(2) 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している者であること。

(3) 申請日の属する月における自立支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び当該申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者の収入の額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）による住宅扶助基準に基づく額（以下「住宅扶助基準に基づく額」という。）を合算した額以下であること。

(4) 申請日における申請者等の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額（当該額が100万円を超える場合は100万円とする。）以下であること。

(5) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 公共職業安定所、無料職業紹介事業を行う特定地方公共団体又は地方公共団

体の委託を受けて無料の職業紹介を行う職業紹介事業者（以下「地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口」という。）に求職の申込みをし、常用就職による就職を目指し、次に掲げる求職活動を行う者

(ア) 月 1 回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける求職活動

(イ) 月 2 回以上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受ける求職活動

(ウ) 原則週 1 回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける求職活動

イ 生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にある者

(6) 生活保護費又は職業訓練受講給付金を現に受給していないこと。

(7) 偽りその他不正な手段により再貸付又は初回貸付等の申請を行っていないこと。

(求職活動要件)

第 4 条 支給対象者は、自立支援金の支給期間中、常用就職に向けて次に掲げる求職活動等を誠実かつ熱心に行わなければならない。ただし、支給期間中に生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない間については、この限りでない。

(1) 月 1 回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける求職活動

(2) 月 2 回以上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受ける求職活動

(3) 原則週 1 回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける求職活動

(自立支援金の支給等)

第 5 条 支給する自立支援金の支給額は、次の各号に掲げる申請者等の数に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 1 人 6 万円

(2) 2 人 8 万円

(3) 3 人以上 10 万円

(支給の期間)

第 6 条 自立支援金は、1 月ごとに支給し、支給の期間は、3 月とする。

(自立支援金の申請期限)

第 7 条 自立支援金に係る申請期限は、令和 4 年 8 月 31 日とする。

(自立支援金の申請及び支給の方式)

第8条 申請者は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申請時確認書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 本人確認書類の写し
- (2) 再貸付に係る借用書の写しその他の第3条第1号に該当する者であることを証する書類
- (3) 申請者等のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し
- (4) 申請者等の申請日において有している金融機関の口座の通帳等の写し
- (5) 生活保護を申請していることが確認できる書類の写し（第3条第5号イに該当する場合に限る。）
- (6) 自立支援金の振込先の金融機関の口座の通帳等の写し  
（公共職業安定所等への求職の申込み等）

第9条 市長は、申請者が公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職の申込みを行っていないときは、申込みを行うよう求めるものとする。ただし、申請者が生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない間については、この限りでない。

（支給の決定等）

第10条 市長は、第8条の規定により申請書が提出されたときは、申請内容を審査し、自立支援金の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により自立支援金の支給を決定したときは新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給決定通知書（第3号様式。以下「決定通知書」という。）により、自立支援金の不支給を決定したときは新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金不支給決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、決定通知書の交付を受けた者（以下「受給者」という。）に対し、求職活動等状況報告書（第5号様式）、職業相談確認票（新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金）（第6号様式）及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金常用就職活動状況報告書（第7号様式）による求職活動等の報告を毎月求

めるものとする。

(支給方法)

第11条 自立支援金の支給は、申請者から指定された金融機関の口座へ振り込むことにより行うものとする。

(常用就職及び就労収入の報告)

第12条 受給者は、常用就職したときは、常用就職届（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により届出を行った受給者は、当該届出を行った月以降毎月1回、収入額が確認できる書類の写しを提出し、市長に就労収入を報告しなければならない。

(支給の中止)

第13条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める月分以後の自立支援金の支給を中止するものとする。ただし、当該各号に定める時期により難い事情があると市長が認める場合は、その時期を別に定めることができる。

- (1) 受給中に第4条に該当していないことが判明した場合 当該事実を確認した日の属する月
- (2) 常用就職により就職した場合であって、当該就職に伴い当該者の収入額が基準額及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額を超えた場合 当該収入を得た日の属する月
- (3) 次に掲げる場合 当該事実を確認した後最初の自立支援金の支給日の属する月
  - ア 支給決定後に虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合
  - イ 支給決定後に禁錮刑以上の刑に処された場合
  - ウ 支給決定後に受給者又は受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
  - エ 生活保護費を受給した場合
  - オ 職業訓練受講給付金を受給した場合
  - カ 偽りその他不正な手段により再貸付又は初回貸付等の申請を行ったことが明らかになった場合
  - キ 受給者の死亡等により自立支援金を支給することができない事情が生じた場

合

2 市長は、前項の規定により自立支援金の支給を中止したときは、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給中止決定通知書（第9号様式）により受給者に通知するものとする。

（再支給）

第14条 市長は、自立支援金の支給を受けて、その支給が終了した受給者から、自立支援金の再支給（以下「再支給」という。）の申請があったときは、再支給の申請時において、第3条第2号から第7号までに掲げる要件のいずれにも該当する者については、1度に限り、再支給することができる。ただし、従前の受給中に第13条第1項各号（同項第2号並びに第3号エ、オ及びカを除く。）のいずれかに該当し、自立支援金が支給中止となった者又は正当な理由なく第10条第3項の規定による求職活動等の報告を怠った者については、再支給することができないものとする。

2 第4条から前条までの規定は、前項本文の規定による再支給について準用する。ただし、第8条本文中「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書（第1号様式）」とあるのは、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金再支給申請書（第10号様式）」と、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金新生児確認書（第2号様式）」とあるのは「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（再支給）申請時確認書（第11号様式）」と読み替えるものとする。

（不当利得の返還）

第15条 市長は、偽りその他不正の手段により自立支援金の支給を受けた者に対し、支給した自立支援金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第16条 受給者は、自立支援金の支給を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（関係機関との連携等）

第17条 市長は、自立支援金の支給決定のために特に必要と認めるときは、受給者の同意を得て、官公署その他の関係機関等に対し、支給の決定のために必要な資料の提供を求めることができる。

2 市長は、受給者及び受給者と同一の世帯に属する者の世帯の状況等について福祉事務所及び社会福祉協議会と情報共有その他の連携を図ることにより、事業の円滑な実施及び自立支援金の支給期間終了後の支援への円滑な移行に努めるものとする。  
(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、自立支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月16日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年12月10日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月31日から施行する。

## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書

フリガナ					
①氏名					
②生年月日	昭和・平成	年	月	日	満（ ）歳
③住所					
④電話番号					
⑤個人番号（マイナンバー）（分からない場合は空欄でも可）					
⑥公共職業安定所の求職番号又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の名称・申込日（生活保護を申請中である場合を除く。）					

⑦次の1から6のいずれかの場合であること（1.～6.のいずれか該当する数字を○で囲んだ上、該当する方に記載）。  
※記載内容については、社会福祉協議会に照会させていただくことがあります。

1. 総合支援資金の再貸付を受け終わった。

受けていた時期	令和3年 月 ～ 月
再貸付を受けていた社会福祉協議会	

2. 総合支援資金の再貸付が借入最終月である。

受けている時期	令和3年 月 ～ 月
再貸付を受けている社会福祉協議会	

3. 総合支援資金の再貸付を申請したが、不承認となった。

申請した時期	令和3年 月 日（頃）
再貸付を申請した社会福祉協議会	

4. 総合支援資金の再貸付の申請のために必要な自立相談支援機関による支援決定を受けることができず、再貸付の申請をできなかった。

相談した時期	令和3年 月 日（頃）
再貸付を相談した自立相談支援機関等	

5. 緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付のいずれも受け終わった（上記1～4の場合を除く。）

受けていた時期（※）	緊急小口：令和 年 月 総合支援（初回）：令和 年 月 ～ 月
緊急小口資金を受けていた社会福祉協議会	
総合支援資金（初回）を受けていた社会福祉協議会	

6. 緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付のいずれも受けており、借入最終月（緊急小口資金の場合、借入日が属する月）である（上記1～4の場合を除く。）

受けていた時期（※）	緊急小口：令和 年 月 総合支援（初回）：令和 年 月 ～ 月
緊急小口資金を受けていた（いる）社会福祉協議会	
総合支援資金（初回）を受けていた（いる）社会福祉協議会	

※総合支援資金（初回）について、延長により3ヶ月を超えて受けていた場合、その終期を記載。

⑧世帯の生計を主として維持している者であること。（右欄にチェック）

⑨申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること。

フリガナ	氏名	続柄	収入（月額）	預貯金等	合計
		本人	円	円	円
			円	円	円
			円	円	円
			円	円	円

※申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

上記の申立事項に相違なく、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給を申請します。

令和 年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者氏名

【受取口座記入欄】（長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

金融機関名 （ゆうちょ銀行を除く）	支店名	分類	口座番号 （右詰めでお書きください）	口座名義 （カナ）
1. 銀行 4. 信連 2. 金庫 5. 農協 3. 信組 6. 漁協 7. 信漁連	本・支店 本・支所 出張所	1. 普通 2. 当座		
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行の場合は、「振り込み用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

（注 意 事 項）

申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、又は受けようとしたときは、不当利得として返還請求されることとなります。また、不正の内容が悪質な場合には、刑事告発を行うことがあります。



## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申請時確認書

### 誓約事項

- 1 受給中、次の求職活動等の要件を満たすこと。
  - ①月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
  - ②月2回以上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受けること。
  - ③原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること。  
※生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、この限りではない。
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが生活保護及び職業訓練受講給付金を受けていないこと。
- 3 申請者等のいずれもが他の自治体に対し新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を申請していないこと。
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと。
- 5 偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、又は受けようとしたときは、不当利得として返還すること。

### 同意事項

- 1 次のいずれかに該当した場合、支給が中止されること。
  - ①所要の求職活動等を行わない場合
  - ②新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者（以下、単に「受給者」という。）が、常用就職に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
  - ③申請内容に偽りがあった場合
  - ④支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者（以下「受給者等」という。）が暴力団員と判明した場合
  - ⑤支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合
  - ⑥支給決定後、受給者が生活保護費を受給した場合
  - ⑦支給決定後、受給者が職業訓練受講給付金を受給した場合
  - ⑧支給決定後、受給者が、偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行ったことが明らかになった場合
  - ⑨支給決定後、受給者が他の自治体から新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受給した場合
- 2 支給要件の確認に必要な範囲で、申請者等の資産、収入、緊急小口資金等の特例貸付、職業訓練受講給付金、生活保護の利用状況等につき、官公署、社会福祉協議会、自立相談支援機関又は銀行その他の機関、関係者（以下「関係機関」という。）に照会すること。  
また、実施主体の照会に対し、関係機関が報告することについて、申請者等が同意している旨を関係機関に伝えること。
- 3 生活支援や、適正な公的給付等の実施に必要な範囲で、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者の情報について、自立相談支援機関、福祉事務所、社会福祉協議会に提供すること。
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、市が官公署から情報を求めること。

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者住所

申請者氏名

### 確認事項（以下に該当する場合はチェックを入れること）

- 仕事以外の生活上の困りごとについて支援の希望がある。
- 生活保護の相談の希望がある。

第2号様式（第8条関係）（裏面）

申請時の添付書類

- 1 本人及び世帯構成の確認書類
  - 本人確認書類の写し
- 2 【申請書（第1号様式）の申立事項⑦の1、2に該当する方】
  - ①再貸付の借用書（控）の写し（再貸付の貸付決定通知書の写しでも可）
  - ②再貸付の振込状況が分かる通帳（※1）の写し
  - ③①が用意できない場合（※2）は、再貸付不承認・過去借入状況申告書【申請書（第1号様式）の申立事項⑦の3に該当する方】
  - ①再貸付の不承認通知の写し
  - ②①が用意できない場合（※2）は、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況が分かる通帳（※1）の写し及び再貸付不承認・過去借入状況申告書【申請書（第1号様式）の申立事項⑦の4に該当する方】
  - ①再貸付不承認・過去借入状況申告書
  - ②緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況が分かる通帳（※1）の写し【申請書（第1号様式）の申立事項⑦の5、6に該当する方】
  - ① 緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付の借用書（控）の写し（貸付決定通知書の写しでも可）
  - ② ①が用意できない場合（※2）は、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況が分かる通帳（※1）の写し及び再貸付不承認・過去借入状況申告書
- 3 収入関係書類
  - 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日が属する月の収入が確認できる書類の写し
- 4 金融資産関係書類
  - 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の、申請日時点の金融機関の通帳（※1）の写し
- 5 生活保護関係書類（※3）
  - 保護申請書の写し（保護の実施機関の受領印があるもの）
- 6 振込先口座（※1）が分かる書類
  - 通帳の該当部分の写し等

※1 電子的にのみ管理している場合（いわゆるweb通帳の場合）はその画面の写しで可

※2 社会福祉協議会から発行された書類が用意できない場合には、社会福祉協議会に対し、書類の再交付を受けること等は不要であること。

※3 生活保護を申請中である場合に限る。生活保護を申請中でない場合は、申請書（第1号様式）に公共職業安定所の求職番号又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の名称・申込日の記載が必要）

第3号様式（第10条関係）

令和 年 月 日

様

綾瀬市長



新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、次のとおり支給を決定したので通知します。

- 1 支給決定額 月額 円
- 2 支給期間 令和 年 月から  
令和 年 月まで

(注意事項)

- 本給付金の受給期間中、次の①から③までの常用就職に向けた求職活動等を怠る場合には、支給を中止することがあります。
  - 毎月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
  - 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること
  - 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること※なお、生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、この限りではありません。

本給付金の受給期間中は、毎月、実施主体に、①、②、③の要件確認のため求職活動等状況報告書（第5号様式）、②の要件確認のため職業相談確認票（新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金）（第6号様式）、③の要件確認のため新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金常用就職活動状況報告書（第7号様式）を提出してください。
- 本給付金の受給期間中に就職した場合には、常用就職届（第8号様式）を提出してください。
- 常用就職している者については、収入額を確認することができる書類を、毎月提出してください。

令和 年 月 日

様

綾瀬市長



新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金不支給決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、次の理由により不支給となりましたので通知します。

不支給の理由



職業相談確認票（新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金）

フリガナ  
氏名  
住所  
電話番号

○以下のいずれかに記入してください。  
**【公共職業安定所に求職申込みした場合】**  
 登録日 年 月 日 求職番号  
**【地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口  
 に求職申込みした場合】**  
 申込日 年 月 日 窓口名称

求職登録日 年 月 日 求職番号

相談日	窓口 確認欄	担当者名	支援内容	特記事項
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	1. 公共職業訓練の相談 2. 求職者支援訓練の相談 3. その他 ( )
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	1. 公共職業訓練の相談 2. 求職者支援訓練の相談 3. その他 ( )
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	1. 公共職業訓練の相談 2. 求職者支援訓練の相談 3. その他 ( )
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	1. 公共職業訓練の相談 2. 求職者支援訓練の相談 3. その他 ( )
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	1. 公共職業訓練の相談 2. 求職者支援訓練の相談 3. その他 ( )
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	1. 公共職業訓練の相談 2. 求職者支援訓練の相談 3. その他 ( )

※公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口において支援（＊）を受けた場合は、担当者から所要事項を記入してもらったうえで返却してもらうこと（1月に最低2回以上の支援実績を記入すること）。

※公共職業安定所において公的職業訓練（公共職業訓練・求職者支援訓練）の相談を行った際、安定所担当者は特記事項欄の該当部分に○をして下さい。また、公的職業訓練を受講中の場合は、訓練受講をもって求職活動（職業相談等の支援）とみなします。

※本票は紛失しないよう注意すること。

※公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の記入・確認を受けた本票は、市に提出すること。

第7号様式（第10条関係）

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 常用就職活動状況報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

私は、常用就職に向けて、次のとおり就職活動を行いましたので報告します。  
 なお、就職が決まったときは常用就職届（第8号様式）を速やかに提出します。

1. 就職活動の回数

①公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口  
 に職業相談等を行った回数 \_\_\_\_\_回

②求人先へ応募を行ったか、求人先の面接を受けた回数 \_\_\_\_\_回

※ 職業相談確認票（第6号様式）に記録した活動もカウントに含めること。

2. 就職活動状況 ※活動内容欄は左の該当する番号を記載すること。

会社名			求職先の内容	
住所・電話			就業形態	
	Tel :		職種	
仕事内容			勤務時間	
活動内容 ( 1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他 )	活動日	活動内容	具体的な活動内容	
結果	月 日	採用	不採用(理由 )	
探した方法	公共職業安定所、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他 ( )			

会社名			求職先の内容	
住所・電話			就業形態	
	Tel :		職種	
仕事内容			勤務時間	
活動内容 ( 1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他 )	活動日	活動内容	具体的な活動内容	
結果	月 日	採用	不採用(理由 )	
探した方法	公共職業安定所、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他 ( )			

会社名			求職先の内容
住所・電話			就業形態
	Tel :		職種
仕事内容			勤務時間
活動内容 (1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他)	活動日	活動内容	具体的な活動内容
結果	月 日	採用	不採用(理由 )
探した方法	公共職業安定所、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他 ( )		

会社名			求職先の内容
住所・電話			就業形態
	Tel :		職種
仕事内容			勤務時間
活動内容 (1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他)	活動日	活動内容	具体的な活動内容
結果	月 日	採用	不採用(理由 )
探した方法	公共職業安定所、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他 ( )		

会社名			求職先の内容
住所・電話			就業形態
	Tel :		職種
仕事内容			勤務時間
活動内容 (1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他)	活動日	活動内容	具体的な活動内容
結果	月 日	採用	不採用(理由 )
探した方法	公共職業安定所、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他 ( )		



常用就職届

私は、求職活動を行った結果、次のとおり期間の定めのない、又は6か月以上の雇用が見込まれる就職をしたので届け出ます。

この就職によって、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金が支給中止となる収入要件を超える月収入が得られた場合は、収入が得られた月から支給が中止されることについて同意します。

(宛先) 綾瀬市長

年 月 日

フガナ

氏名.....

住所.....

電話番号.....

就職先

フガナ 事業所名	
事業所の住所	
就職日	年 月 日

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給状況

支給期間	年 月から 年 月まで
支給額	月額 円

添付書類

収入見込額が確認できる書類

(注意事項)

この報告を行った月以降、収入額を確認することができる書類を、毎月提出してください。

令和 年 月 日

様

綾瀬市長



新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給中止決定通知書

令和 年 月 日付け決定した新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、次のとおり支給を中止しましたので通知します。

1 支給中止時期 令和 年 月から

2 支給中止の理由

## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金再支給申請書

フリガナ					
①氏名					
②生年月日	昭和・平成	年	月	日 満（ ）歳	
③住所					
④電話番号					
⑥公共職業安定所の求職番号又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の名称・申込日（生活保護を申請中である場合を除く。）					
申立事項	⑦自立支援金（初回）を3月分受け終わっている（申請時が最終月である場合を含む）こと。				
	受けていた時期	令和3年 月 ～ 月			
	⑧世帯の生計を主として維持している者であること。（右欄にチェック） <input type="checkbox"/>				
	⑨申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること。				
	フリガナ				合計
	氏名				
続柄	本人				
生年月日					
収入（月額）	円	円	円		
預貯金等	円	円	円		
※申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。					
上記の申立事項に相違なく、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の再支給を申請します。					
令和 年 月 日					
（宛先）綾瀬市長					
申請者氏名					

【受取口座記入欄】（従前と同様の場合は省略可。長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	口座名義 (カナ)
1. 銀行 4. 信連 2. 金庫 5. 農協 3. 信組 6. 漁協 7. 信漁連	本・支店 本・支所 出張所	1. 普通 2. 当座	.....	
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行の場合は、「振り込み用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

**（注 意 事 項）**

申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、又は受けようとしたときは、不当利得として返還請求されることとなります。また、不正の内容が悪質な場合には、刑事告発を行うことがあります。

第11号様式（第14条関係）（表面）

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の再支給を希望する方は、この確認書と併せて再支給申請書（第10号様式）を提出する必要があります。

## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（再支給）申請時確認書 誓約事項

- 1 受給中、次の求職活動等の要件を満たすこと。
  - ①月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
  - ②月2回以上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受けること。
  - ③原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること。  
※生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、この限りではない。
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが生活保護及び職業訓練受講給付金を受けていないこと。
- 3 申請者等のいずれもが他の自治体に対し新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（再支給）を申請していないこと。
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと。
- 5 偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、又は受けようとしたときは、不当利得として返還すること。
- 6 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（初回）の受給中に、以下の同意事項1の各事項（常用就職に伴い得られた収入が収入基準を超えた場合、生活保護費又は職業訓練受講給付金を受給した場合を除く）に該当し、支給を中止されていないこと。また、正当な理由なく求職活動等の状況報告を怠っていないこと。

## 同意事項

- 1 次のいずれかに該当した場合、支給が中止されること。
  - ①所要の求職活動等を行わない場合
  - ②新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者（以下、単に「受給者」という。）が、常用就職に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
  - ③申請内容に偽りがあった場合
  - ④支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者（以下「受給者等」という。）が暴力団員と判明した場合
  - ⑤支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合
  - ⑥支給決定後、受給者が生活保護費を受給した場合
  - ⑦支給決定後、受給者が職業訓練受講給付金を受給した場合
  - ⑧支給決定後、受給者が、偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行ったことが明らかになった場合
  - ⑨支給決定後、受給者が他の自治体から新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（初回又は再支給）を受給した場合
- 2 支給要件の確認に必要な範囲で、申請者等の資産、収入、緊急小口資金等の特例貸付、職業訓練受講給付金、生活保護の利用状況等につき、官公署、社会福祉協議会、自立相談支援機関又は銀行その他の機関、関係者（以下「関係機関」という。）に照会すること。  
また、実施主体の照会に対し、関係機関が報告することについて、申請者等が同意している旨を関係機関に伝えること。
- 3 生活支援や、適正な公的給付等の実施に必要な範囲で、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者の情報について、自立相談支援機関、福祉事務所、社会福祉協議会に提供すること。
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、市が官公署から情報を求めること。

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者住所

申請者氏名

## 確認事項（以下に該当する場合はチェックを入れること）

- 仕事以外の生活上の困りごとについて支援の希望がある。
- 生活保護の相談の希望がある。

1 1号様式（第14条関係）（裏面）

申請時の添付書類

- 1 本人及び世帯構成の確認書類
  - 本人確認書類の写し
- 2 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（初回）の確認書類（同一自治体への申請の場合は省略可）
  - 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（初回）の振込状況がわかる通帳（※1）の写し（同一自治体への申請の場合は省略可）
- 3 収入関係書類
  - 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日が属する月の収入が確認できる書類の写し
- 4 金融資産関係書類
  - 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の、申請日時点の金融機関の通帳（※1）の写し
- 5 生活保護関係書類（※2）
  - 保護申請書の写し（保護の実施機関の受領印があるもの）
- 6 振込先口座（※1）が分かる書類（同一自治体への申請であり、口座に変更がない場合は省略可）
  - 通帳の該当部分の写し等

※1 電子的にのみ管理している場合（いわゆるweb通帳の場合）はその画面の写しで可

※2 生活保護を申請中である場合に限る。生活保護を申請中でない場合は、再支給申請書（第10号様式）に公共職業安定所の求職番号又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の名称・申込日の記載が必要）